

宮崎冷や汁普及促進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「宮崎冷や汁普及促進協議会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、宮崎の郷土料理である「冷や汁」の食文化を地域の誇りとし、100年を超えて継承することを宣言するとともに、その普及・啓発を通じて、地域文化の継承、観光振興、食育の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 冷や汁に関する普及・啓発活動
- (2) 冷や汁関連イベント・講習会等の企画・開催
- (3) 冷や汁に関する調査・研究・資料収集
- (4) 関連団体・行政機関・企業との連携及び協力
- (5) 広報活動（出版、ウェブサイト、SNS等）
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした会員は、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに到ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条に定める会費の納入を 2 年以上怠ったとき
- (2) 当該会員が死亡、又は解散したとき
- (3) 総正会員が同意したとき

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた基準

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の 3 分の 1 以上から請求があったときに開催する。

(総会の開催方法)

第 15 条 総会は、原則として対面で開催する。ただし、特別な事情がある場合には、オンライン会議ツールを使用して開催することができる。オンライン参加を希望する会員は、事前にその旨を申し出、オンライン参加に必要な準備を整えるものとする。

(オンライン総会の運営)

第 16 条 オンライン総会の運営に関しては、対面での参加者とオンラインでの参加者が平等に議決権を行使できるよう、必要な措置を講じるものとする。オンラインでの議決についても、電子投票など適切な方法により確実に集計され、議事録に反映されるものとする。

(技術的な問題への対応)

第 17 条 オンライン会議中に技術的な問題が発生した場合、その問題が解決できない場合でも、会議を進行するために必要な措置を講じる。技術的な問題により、参加者が発言できない場合、議事録にその旨を記録し、後日改めて発言の機会を設けるものとする。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障あるときは、当該総会において出席した役員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上出席で、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した役員の中から当該総会で選任され議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する、
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の会務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、設立時の年度は事業年度に含まない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会に

において定める額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事後があるときは、各理事が理事会を招集することができる。

(理事会の開催方法)

第32条 理事会は、原則として対面により開催する。ただし、特別な事情がある場合には、オンライン会議ツールを使用して行うことができる。オンライン参加の場合、参加者は所定の方法で参加の意思を示し、会議の進行が支障なく行えるように適切な技術的準備を整えるものとする。

(オンライン参加の確認)

第33条 理事会においてオンライン参加を希望する理事は、会議の開催前に参加方法について確認を受けることとし、オンライン参加者も対面参加者と同等の発言権を有する。なお、オンライン参加の場合も、議事録に記載される内容は、対面参加者と同様に扱われるものとする。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故若しくは支障あるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、業務執行理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、業務執行理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属説明書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 40 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 本会は、総会の決議により解散する。

(残余財産の処分)

第 43 条 本会の解散に伴う残余財産は、総会の議決を経て、本会の目的に類似する事業を行う公益法人等に寄付する。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本定款は、令和 8 年 2 月 16 日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員は、次のとおりとする。
代表理事 日高大介
業務執行理事 恒吉浩之
理事 杉松泰子
監事 竹井倫世
- 3 第 37 条の規定にかかわらず、設立の日を事業年度の開始の日とし、解散の日の前日を事業年度の末日とする。